

扶養事情説明書【配偶者の申請用】

【被保険者署名欄】 右記の注意事項を確認し、下記について同意しました。
また、記入欄は私自身が記入し内容に相違ありません。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 被保険者氏名 _____

- ・虚偽の届出又は故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、遡及して被扶養者資格を取り消して構いません。
- ・状況に変化があり、被扶養者の基準を満たさなくなった場合は、速やかに『健康保険被扶養者(異動)届』と必要書類を提出します。また、その事が判明した場合は満たさなくなった日に遡って被扶養者資格を削除して構いません。
- ・状況確認のために、ライク健康保険組合から書類の提出を求められた場合は、速やかに必要書類を提出します。

各欄を記入し該当する□には全て☑を付けて下さい

申請する配偶者の氏名	年齢	続柄	職業	同居/別居
	歳	1. 妻 2. 夫		1. 同居 2. 別居

必ず添付する書類

- ※ 公的書類は発行後3か月以内、指定がないものは最新のものを提出してください。
- 配偶者の『世帯全員の住民票(続柄、個人番号記載あり)』 ※個人番号の掲載をお控えになりたい場合は当組合にご連絡ください
 - 配偶者の所得課税(非課税)証明書※非課税であることのみ証明するものは不可。
収入金額の記載されたもの
 - 以下の状況に応じた必要書類

1. 申請の事由【該当する項目に☑】	必要書類
☐ ①被保険者がライク健保に加入したことに伴う申請	—
☐ ②被保険者と婚姻に伴う申請【婚姻日： 年 月 日】	婚姻日のわかる書類(写)
☐ ③配偶者の退職に伴う申請	—
☐ ④退職以外の事由で、配偶者の就労・収入状況の変化に伴う申請	—
☐ ⑤その他()	状況に応じた書類が必要です

2. 配偶者が加入していた(している)健康保険【該当する項目に☑】
☐ ①他の健康保険・任意継続保険(□a.被保険者の扶養として □b.被保険者以外の扶養として □c.本人として)
☐ ②国民健康保険、無保険 □③その他()

3. 以下に該当する場合に添付する書類【該当する項目に☑】	必要書類
☐ 申請する配偶者が60歳以上である	『定期預金を含むすべて通帳の写し直近6か月分(給与・年金・生活費の状況が確認できるもの全て)』

注意事項

- 扶養の認定要件は、年間総収入が130万円かつ被保険者の総収入の1/2未満となります。(60歳以上または、障害厚生年金受給者などは180万円未満となります。)
- 申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査の上、認定の可否を決定します。
- 必要書類は全て揃えてからご提出ください。状況により、追加書類の提出を求めることがあります。
- 虚偽の届出又は故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者資格を取り消します。
- 提出期限: **事由発生日から原則5日以内。(速やかにご提出を宜しくお願いします)**
- 書類提出に遅延が生じた場合、扶養認定日はライク健康保険組合が決定します。
(事由発生日から14日以内の提出は遡及にて事由発生日に遡りますが、事由発生日から14日以降の提出の場合は、当組合受付日とします。)

4. 配偶者の現在の就労・収入状況【該当する全ての項目に☑】	必要書類
①現在の収入 ☐ a.あり ☐ b.なし	—
☐ ②大学・専門・予備校生・通信制・夜間校生	『学生証(写)』(又は『在学証明書(写)』)
☐ ③給与収入(パート・アルバイト等)	『直近6か月分の給与明細(写)』(又は『現在の雇用契約書(写)』と『収入見込書』 など)
☐ ④働いたことがない(パート・アルバイト等を含む)	—
☐ ⑤妊娠中【予定日： 年 月 日】	『収入に関する誓約書』
☐ ⑥現在、退職してから1年以上経過している ☐ 【退職日： 年 月 日】	—
☐ ⑦現在退職してから1年未満である	—
☐ a.失業給付の受給権なし 理由 ☐ ア.雇用保険に未加入 ☐ イ.加入期間不足 ☐ ウ.受給終了	雇用保険に未加入と記載のある『退職証明書』(又は『退職時の源泉徴収票(写)』)と『収入に関する誓約書』 『離職票1・2(写)』(又は『雇用保険資格喪失確認通知書(写)』)と『収入に関する誓約書』 支給終了印のある『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』と『収入に関する誓約書』
☐ b.失業給付の手続きを行わない(※1)	『離職票1・2(写)』(又は『雇用保険資格喪失確認通知書(写)』)と『失業等給付受給に関する誓約書』と『収入に関する誓約書』
☐ c.失業給付の受給期間を延長する(※1)	『受給期間延長通知書(写)』又は『離職票1・2(写)』と『失業等給付受給に関する誓約書』と『収入に関する誓約書』
☐ d.自己都合による退職のため、待期・給付制限期間中(※1)	『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』と『失業等給付受給に関する誓約書』
☐ e.失業給付を受給中	『雇用保険受給資格者証(両面)の(写)』
☐ ⑧退職金収入(退職金、確定拠出年金等)	『源泉徴収票の写し』(又は『受給額が確認できるもの』)
☐ ⑨自営業収入	直近3か年の『所得税確定申告書(控)の(写)』と『収支内訳書(写)』
☐ ⑩各種年金収入【該当する年金に☑】 ☐ a.老齢 ☐ b.障害 ☐ c.遺族 ☐ d.個人 ☐ e.厚生年金基金 ☐ f.その他()	直近の『年金振込通知書(写)』(又は『年金改定通知書(写)』)など b.障害の場合、『診断書(写)』(又は『障害者手帳(写)』) d.個人の場合、『個人年金通知書(写)』など
☐ ⑪傷病手当金を受給中・手続き中 【申請期間： 年 月 日～ 年 月 日】	傷病手当金の『支給決定通知書(写)』、手続き中の場合は、在職時の直近の『給与明細(写)』と『健康保険証(写)』(又は『資格証明書』)
☐ ⑫出産手当金を受給中・手続き中 【申請期間： 年 月 日～ 年 月 日】	出産手当金の『支給決定通知書(写)』、手続き中の場合は、在職時の直近の『給与明細(写)』と『健康保険証(写)』(又は『資格証明書』)
☐ ⑬被保険者からの仕送り※別居の場合は必ず提出	連続した直近3ヶ月分の仕送り証明(『銀行振込通知書控え(写)』など)
☐ ⑭その他()	状況に応じた書類が必要です

※1 認定日以降に失業給付の受給を開始したときは、被扶養者の削除手続きが必要です。
(受給金額が扶養認定基準の範囲内の方を除く)